事務連絡

令和６年３月28日

区内居宅介護支援事業所　各位

品川区高齢者福祉課長　菅野　礼子

**令和６年４月変更分の変更届・加算に係る体制届等の提出について**

　日頃より品川区の高齢者福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

　このたび、厚生労働省より令和６年４月１日以降の介護報酬の改定が告示されました。居宅介護支援サービスについても、加算の新設・変更等が予定されています。

　つきましては、変更届等の提出について下記のとおりの取扱いとしますので、ご確認・ご対応をお願いいたします。

記

**１　令和６年４月付変更届（加算関係）の提出期限について**

　（１）提出期限：令和６年４月15日（月）

　（２）提出方法：窓口へ持参もしくは郵送、または電子メール

　　※　４月16日（火）以降に提出された届出については、令和６年５月以降の適用として取り扱います。

　　※　人員等に係る変更については、通常、変更があった日から10日以内の提出を求めていますが、加算に係る変更と併せて届出を行う場合に限り、４月15日までの提出を認めることとします。

**２　料金表や運営規程の変更に係る変更届の取り扱いについて**

　　報酬改定や経過措置期間の終了に伴う変更事項（料金表の変更、虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に追加する等）のみの場合は、変更届の提出は不要とします。ただし、直近で変更届を提出いただくタイミング等に併せて、変更後の資料をご提出いただくようお願いいたします。

**３　高齢者虐待防止措置実施の有無に係る届出について**

　　令和３年度報酬改定にて追加された「虐待の防止のための措置」に係る規定について、令和６年３月末をもって経過措置期間が終了し、令和６年４月から虐待の防止のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する規定が新設されることとなりました。（高齢者虐待防止措置未実施減算）

|  |
| --- |
| 【減算の適用要件】  　虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合  　・　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  　・ 虐待の防止のための指針を整備すること。  　・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  　・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |

　　居宅介護支援事業における指定手続きの取扱い上、当該減算に係る体制に関する届出は不要とされていますので、当区としても体制届および虐待の防止のための指針の内容等について直ちに提出を求めることはしません。

　　ただし、令和６年３月末までに指針の整備、担当者の配置等がされていない場合は減算の対象となりますので、適切に給付請求を行っていただくようお願いいたします。また、今後実地指導の対象となった場合については、当該減算の適用状況等について確認させていただくことをご留意ください。

**４　居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件の変更について**

　　居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件について、従来は「情報通信機器の活用または事務職員の配置を行っていること」とされていましたが、「ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員の配置を行っていること」と改定されることになりました。

　　現在「情報通信機器等の活用等の体制」を「あり」として届出している事業所について、４月以降の改定後の要件を満たさなくなった場合も変更届の提出が必要となりますので、ご注意ください。

**５　その他留意事項**

（１）　加算・減算の新設等に伴い、「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」および別紙様式が変更となりました。また、各加算・減算の算定に係る必要書類一覧も更新しましたので、ご利用ください。

（２）　加算の変更に伴うご利用者・ご家族等への説明および了承を得ることについては、書面や電話なども活用し適切に行ってください。

（３）　報酬改定（単位数の変更）に伴う自己負担金額の変更については、各事業所においてチラシ等を作成し、ご利用者・ご家族等に説明のうえ、了承を得てください。重要事項説明書については、契約更新等の際に新しい単位数記載のもので契約を取り交わしていただければ結構です。

以上

【お問い合わせ】品川区福祉部高齢者福祉課支援調整係

　　　　　　　　電話　０３－５７４２－６７２８